

・解説の法令は令和2年度第2回（令和3年3月）実施日の内容となっています。

**解答&ポイント解説**

令和2年度第2回運行管理者試験問題（旅客）

問題	解答	ポイント解説
問1	2, 4	1. 路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止に係る変更は、6ヵ月前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。道路運送法第15条の2（事業計画の変更）第1項。 2. 道路運送法第15条（事業計画の変更）第1項。 3. 「遅滞なく」⇒「あらかじめ」。道路運送法第15条（事業計画の変更）第3項。 4. 道路運送法第15条（事業計画の変更）第4項。
問2	4	1. 運輸規則第48条（運行管理者の業務）第1項⑥・運輸規則第24条（点呼等）第5項。 2. 運輸規則第48条（運行管理者の業務）第1項⑫の2。 3. 運輸規則第48条（運行管理者の業務）第1項⑩。 4. 運転者の勤務時間及び乗務時間を定めるのは旅客自動車運送事業者の業務。運輸規則第21条（過労防止等）第1項。・運輸規則第48条（運行管理者の業務）第1項③。
問3	A-2 B-2 C-2 D-1	1. 運輸規則第36条（運転者として選任してはならない者）第1項①～④。 2. 運輸規則第21条（過労防止等）第2項。 3. 運輸規則第21条（過労防止等）第5項。 4. 運輸規則第21条（過労防止等）第6項。
問4	1, 2, 3	1. 「運輸規則の解釈及び運用」第24条第1項①。 2. 運輸規則第24条（点呼等）第4項・「運輸規則の解釈及び運用」第24条第2項⑤。 3. 運輸規則第24条（点呼等）第3項・「運輸規則の解釈及び運用」第24条第1項⑧。 4. 乗務終了後の点呼において、日常点検の実施又はその確認についての報告と確認を行う必要はない。運輸規則第24条（点呼等）第1項・第2項。
問5	3, 4	1. 落差が0.5m以上は転落事故となり速報が必要となるが、落差が0.3mのため速報する必要はない。 2. 乗客6名は軽傷であり、事故報告規則第4条（速報）第1項②（死傷事故）又は③（負傷事故）に該当しないため、速報する必要はない。 3 & 4. 旅客に1人以上の重傷者が生じた場合は、速報しなければならない。事故報告規則第4条（速報）第1項②ハ。

問題	解答	ポイント解説
問6	4	1. 運輸規則第37条（乗務員台帳及び乗務員証）第2項。 2. 運輸規則第7条の2（運送引受書の交付）第1項・第2項。 3. 運輸規則第25条（乗務記録）第1項⑦。 4. 「運行を計画した日から」⇒「運行の終了の日から」。運輸規則第28条の2（運行指示書による指示等）第1項・第2項。
問7	3, 4	1. 一般貸切旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中には運行指示書を携行しなければならない。運行指示書を携行しなくてもよいという規定はない。運輸規則第50条（運転者）第11項。 2. 運行の状況に応じて必要な点検を実施するのではなく、交替時に点検を行うこと。運輸規則第50条（運転者）第1項⑧。 3. 運輸規則第50条（運転者）第1項⑤。 4. 運輸規則第50条（運転者）第6項。
問8	3	1. 「指導監督の指針」第二章2(4)・第二章3(1)④。 2. 「指導監督の指針」第二章2(2)。 3. 運転者が65才に達した日以後1年以内に1回、その後75才に達するまでは3年以内ごとに1回、75才に達した日以後1年以内に1回、その後1年以内ごとに1回受診させる。「指導監督の指針」第二章4(3)。 4. 運輸規則第36条（運転者として選任してはならない者）第2項。
問9	3	1. 車両法第13条（移転登録）第1項。 2. 車両法第15条（永久抹消登録）第1項。 3. 自動車登録番号標は、自動車の前面及び後面であって、自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める位置に確実に取り付ける。車両法第19条（自動車登録番号標の表示の義務）第1項・施行規則第8条の2（自動車登録番号標の表示）第1項。 4. 車両法第11条（自動車登録番号標の封印等）第5項。
問10	2, 4	1. 自動車検査証は当該自動車に備え付けておかなければならない。車両法第66条（自動車検査証の備付け等）第1項。 2. 車両法第40条（自動車の構造）第1項①・③。 3. 「1ヵ月」⇒「3ヵ月」。点検基準 別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）。 4. 施行規則第44条（自動車検査証の有効期間の起算日）第1項。
問11	A-② B-① C-① D-①	1. 車両法第47条（使用者の点検及び整備の義務）第1項。 2. 車両法第47条の2（日常点検整備）第2項。 3. 車両法第49条（点検整備記録簿）第1項・第3項・点検基準第4条（点検整備記録簿の記載事項等）第2項。

問題	解答	ポイント解説
問12	4	1. 保安基準第9条（走行装置等）第2項・告示の基準。 2. 保安基準第43条の8（事故自動緊急通報装置）第1項。 3. 保安基準第42条（その他の灯火等の制限）第1項・告示の基準6⑰。 4. 「夜間150メートル」⇒「夜間200メートル」。保安基準第43条の2（非常信号用具）第1項・告示の基準。
問13	1	1. 同一方向に進行しながら進路を左方又は右方に変えるときは、その行為をしようとする3秒前に合図を行う。道交法施行令第21条（合図の時期及び方法）第1項②。 2. 道交法施行令第21条（合図の時期及び方法）第1項①・③。 3. 道交法第52条（車両等の灯火）第1項・道交法施行令第19条（夜間以外の時間で灯火をつけなければならない場合）第1項。 4. 道交法第31条の2（乗合自動車の発進の保護）第1項。
問14	3, 4	1. 「5メートル以内」⇒「3メートル以内」。道交法第45条（駐車を禁止する場所）第1項①。 2. 「3メートル以上」⇒「3.5メートル以上」。道交法第45条（駐車を禁止する場所）第2項。 3. 道交法第44条（停車及び駐車を禁止する場所）第1項②。 4. 道交法第44条（停車及び駐車を禁止する場所）第1項⑥。
問15	A－③ B－② C－⑤ D－④	1. 道交法施行令第11条（一般道路の最高速度）第1項。 2. 道交法第75条の4（高速道路の最低速度）第1項・道交法施行令第27条の3（高速道路の最低速度）第1項。 3. 設問の車両は、乗車定員30名以上の大型バスであるため、道路標識等により最高速度の指定がない高速道路での最高速度は100km/hとなる。道交法施行令第27条（高速道路の最高速度）第1項①。 4. 設問の車両は、車両総重量11t以上、最大積載量6.5t以上の大型トラックであるため、高速道路での最高速度は80km/hとなる。道交法施行令第27条（高速道路の最高速度）第1項③。
問16	3	1. 道交法第55条（乗車又は積載の方法）第2項。 2. 道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項④の3。 3. 高速道路に限らず、すべての場合において、運転者席以外の乗車装置に乗車させて自動車を運転するときは、座席ベルトを装着させなければならない。ただし、法令で定めるやむを得ない理由があるときを除く。道交法第71条の3（普通自動車等の運転者の遵守事項）第2項。 4. 道交法第67条（危険防止の措置）第4項。

問題	解答	ポイント解説
問17	1, 2	1. 道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項②の3。 2. 道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項②の2。 3. 一般旅客自動車運送事業の用に供される自動車の運転者が当該事業に係る旅客である幼児を乗車させるときは、幼児用補助装置の装着義務の除外となる。道交法第71条（運転者の遵守事項）第3項・道交法施行令第26条の3の2（座席ベルト及び幼児用補助装置に係る義務の免除）第3項⑥。 4. 本線車道等又はこれらに接する路肩若しくは路側帯において、当該自動車が故障その他の理由により停止しているものであることを表示しなければならない。道交法第75条の11（故障等の場合の措置）第1項。
問18	2	1. 労基法第12条（平均賃金の定義）第1項。 2. 当事者間の合意がある場合であっても、労基法で定める労働条件の基準を理由として、労働条件を低下させてはならない。労基法第1条（労働条件の原則）第2項。 3. 労基法第22条（退職時等の証明）第1項。 4. 労基法第3条（均等待遇）第1項。
問19	3	1. 労基法第36条（時間外及び休日の労働）第1項。 2. 労基法第33条（災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等）第1項。 3. 使用者は、4週間を通じ4日以上以上の休日を与える場合を除き、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。労基法第35条（休日）第1項・第2項。 4. 労基法第37条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）第1項。
問20	A-① B-① C-① D-①	1. 改善基準第5条第4項。 2. 改善基準第5条第5項。
問21	2, 3	1. 拘束時間には、始業時間から終業時間までの間の休憩時間が含まれる。改善基準第5条第1項。 2. 改善基準第5条第2項。 3. 改善基準第5条第1項⑤。 4. 休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上でなければならない。特例基準1（1）。

問題	解答	ポイント解説
問22	4	<p>改善基準第5条第1項②。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>改善基準に定める1日についての最大拘束時間は16時間である。水曜日の拘束時間が17時間と最大拘束時間の16時間を超えているため、最大拘束時間に違反する勤務がある。</li> <li>勤務終了後の休息期間は継続して8時間以上であること。水曜日の休息期間が7時間になっており、8時間未満であるため、改善基準に違反している。</li> <li>1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内である。月曜日～金曜日までのうち15時間を超えるのは、月曜日(16時間)、水曜日(17時間)、木曜日(16時間)の計3回となり、改善基準に違反している。</li> <li>水曜日の拘束時間が17時間である。月曜日～金曜日のうち、最も拘束時間が長い。</li> </ol>
問23	2, 3	<p>各選択肢の「5日間すべての日を特定日とした2日を平均した1日当たりの運転時間」を求めると次のとおりとなる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5日間すべての日を特定日としても、2日を平均して1日当たり9時間を超える日はない。</li> <li>4日目を特定日とした場合、「特定日(10時間)と特定日の前日(9時間)」の平均運転時間は9.5時間。「特定日(10時間)と特定日の翌日(9時間)」の平均運転時間も9.5時間となり、いずれも9時間を超えているので、改善基準違反となる。</li> <li>3日目を特定日とした場合、「特定日(10時間)と特定日の前日(9時間)」の平均運転時間は9.5時間。「特定日(10時間)と特定日の翌日(9時間)」の平均運転時間も9.5時間となり、いずれも9時間を超えているので、改善基準違反となる。</li> <li>5日間すべての日を特定日としても、2日を平均して1日当たり9時間を超える日はない。</li> </ol>
問24	適- 3, 4 不適- 1, 2	<ol style="list-style-type: none"> <li>不適：遠隔地で乗務が開始又は終了する場合、車庫と営業所が離れている場合、出庫・帰庫が早朝・深夜であり、運行管理者が不在などの場合は「運行上やむを得ない場合」には含まれないため、電話による点呼はできない。「運輸規則の解釈及び運用」第24条第1項①。</li> <li>不適：運行管理者等の勤務時間外になるという理由で、乗務後の点呼を乗務途中に行ってはならない。運輸規則第24条(点呼等)第3項。</li> </ol>
問25	2, 3, 4	<ol style="list-style-type: none"> <li>前の自動車と追越しする自動車の速度差が小さい場合に、長い時間と距離が必要となるため、無理な追越しをしないよう指導する。</li> </ol>

問題	解答	ポイント解説
問26	適－ 1, 4 不適－ 2, 3	<p>2. 不適：法令で定められた必要な定期健康診断の項目を、運転者が自ら受けた健康診断が充足している場合は、法定健診として代用できるため、その結果を証明する書面の提出の申し出があった場合、事業者は認めなければならない。</p> <p>3. 不適：脳血管疾患は、定期健康診断では容易に発見することができない。定期健康診断において脳血管疾患及び心臓疾患に関連する血圧、血糖値等の検査項目に異常の所見があると診断された労働者に対し、脳血管及び心臓の状態を把握するため、必要に応じてさらに精密検査等を受けるよう指導する。</p>
問27	適－ 2, 3 不適－ 1, 4	<p>1. 不適：交通事故の再発を未然に防止するためには、運転者の人的要因とともに、事故が発生した要因について様々な角度から情報を収集し、調査や事故原因の分析を行うことが必要である。なお、特別講習とは、死亡又は重傷者を生じた事故を惹起した、営業所の運行管理者又は行政処分を受けた営業所の運行管理者が受講の対象である。</p> <p>4. 不適：適性診断は、運転者の運転行動や運転態度の長所や短所を診断し、運転のクセ等に応じたアドバイスを提供するためのもので、運転者を選任する際の判断材料ではない。</p>
問28	A－1 B－2 C－1	<p style="text-align: center;">Copyright (C) 2016 経公論出版</p>
問29	ア－ 3 イ－ 1	<p>ア. 「大型乗用自動車等通行止め（大型乗用自動車のみ）」は車両総重量11,000kg以上又は乗車定員30人以上の大型乗用自動車は通行できない。よって、貸切バス1は乗車定員と車両総重量が、貸切バス2は車両総重量が規制値を超えているため通行できない。また、「高さ制限」は3.3m以下であれば通行できる。貸切バス3は高さ2.63m、車両総重量7,985kg、乗車定員29名の中型バスのため運行に適した車両となる。道交法第3条（自動車の種類）。</p> <p>イ. C料金所からD料金所までの走行距離135km、走行時間1時間30分から、平均速度を計算する。1時間30分は90分（60分+30分）と考える。</p> <p style="text-align: center;">平均速度＝距離÷時間</p> $=135\text{km} \div \frac{90}{60} \text{時間} = \frac{135\text{km} \times 60}{90} = 90\text{km/h}$ <p>アで選んだ貸切バス（乗車定員11人以上29人以下）の高速道路での最高速度は100km/hであるため、適している。道交法施行令第27条（高速道路の最高速度）第1項④。</p>

問題	解答	ポイント解説
問30	1, 3	<p>1. 1日の合計実車距離は、1人の運転者の1日の乗務が、夜間ワンマン運行又は昼間ワンマン運行の一運行のみの場合、それぞれの運行に係る一運行の実車距離の規定を適用するが、2つ以上の運行に乗務する場合は、原則600kmまでとなる。</p> <p>往路（A地点～D目的地）：310km（20km+90km+100km+90km+10km）  復路（E目的地～A地点）：290km（10km+80km+100km+80km+20km）  往路と復路の合計600kmが実車距離となる。</p> <p>◎1日における実車距離は600kmで、配置基準に定める限度（600km）を超えていないため、違反していない。</p> <p>2. 1日の運転時間は、運行計画上、原則9時間までとする。また、1日とは、始業から起算して24時間をいうため、1日の運転時間は往路と復路の合計になる。</p> <p>運行の計画による運転時間は以下のとおりとなる。</p> <p>往路：4時間40分（10分+30分+1時間+1時間20分+1時間+30分+10分）。  復路：4時間40分（10分+30分+1時間+1時間20分+1時間+30分+10分）。  1日の運転時間は、4時間40分+4時間40分＝9時間20分。</p> <p>◎1日における運転時間は9時間20分となるため、配置基準に定める限度（9時間）に違反している。</p> <p>3. 夜間ワンマン運行の実車運行区間においては、運行指示書上、実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に連続20分以上（一運行の実車距離が400km以下の場合にあっては、実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に連続15分以上）の休憩を確保する。</p> <p>往路の夜間ワンマン運行の実車距離が400km以下（1より310km）であるため、運転時間概ね2時間毎に連続15分以上の休憩を確保していればよい。</p> <p>◎夜間ワンマン運行の実車運行区間の途中における休憩は、30分+1時間運行した後に15分休憩、1時間20分運行した後に15分休憩+乗務途中点呼5分、1時間+30分運行した後に降車しているため、実車運行区間の途中における休憩の確保は、配置基準に定める限度に違反していない。</p>